

協議事項 2

(仮称) 幼保未来推進部会の設置について

[内 容]

- (仮称) 幼保未来推進部会の設置について
- 部会委員・臨時委員の選任について

[説 明]

少子化が進行するなかで、特に保育所・認定こども園・幼稚園に関する教育・保育の提供体制や施策のあり方について、専門的な議論や検討を目的とした(仮称)幼保未来推進部会を、舞鶴市子ども・若者支援会議条例第8条に基づき設置するものである。

◎参考資料

- 資料 2-1 保育所の利用児童数の今後の見込 (国)
- 資料 2-2 舞鶴市における就学前利用児童数・就園児数の推移
- 資料 2-3 (仮称) 幼保未来推進部会の設置について (案)
- 資料 2-4 舞鶴市子ども・若者支援会議 幼保未来推進部会委員名簿 (案)